

令和6年7月吉日

お客さま各位

沼津信用金庫

未利用口座管理手数料の適用対象口座の変更について

平素は沼津信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和4年6月1日より、2年以上ご利用のない口座に対し、未利用口座管理手数料をいただくこととしております。現在は、当該手数料の適用対象を令和4年6月1日以降に開設された口座に限定しておりますが、長期間ご利用のない口座の利用促進ならびに不正利用による被害防止の観点から、下記のとおり当該手数料の適用対象とするよう変更させていただきます。

今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更日

令和6年12月1日(日)

2. 変更内容

変更前	変更後
令和4年6月1日以降の新規開設普通預金口座 ※総合口座、無利息型普通預金口座も含まれます。	すべての普通預金口座(総合口座、無利息型普通預金、通帳レス口座も含まれます)、貯蓄預金口座 <u>※令和4年5月31日以前に開設された口座も対象になります。</u>

3. 未利用口座の適用条件

普通預金口座(総合口座、無利息型普通預金、通帳レス口座も含まれます)、貯蓄預金口座のうちお預け入れやお引き出し、口座振替等の利用が2年以上ない口座が対象となります。なお、紛失、盗難等により利用停止されている口座も対象となります。

ただし、以下のいずれかに該当する口座は対象外です。

- ・該当口座の残高が1万円以上の場合
- ・同一支店でお借入がある場合(カードローン契約を含む)
- ・同一支店で他の預り金融資産(定期預金、国債、保険、投資信託等)がある場合

4. 手数料金額

年間1,320円(税込)

5. 未利用口座に対する取扱

- (1)上記の対象口座となった場合、事前に当金庫へお届けのご住所宛に文書にてご案内いたします(ご案内が延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします)。
- (2)ご案内後、一定期間(約3ヶ月)を経過してもお取引がない場合、本手数料を引き落としさせていただきます。
- (3)残高不足により本手数料の引き落としができなかった場合、残高金額を引き落とし、該当口座を自動的に解約させていただきます。

6. 普通預金規定等の改定

未利用口座管理手数料の適用対象口座変更に伴い、普通預金規定、貯蓄預金規定を改定いたします。

普通預金規定 (無利息型普通預金・後見支援預金を含む)

改定前	改定後
18. (未利用口座管理手数料) (1) 令和4年6月1日以降に開設した普通預金口座(総合口座、無利息型普通預金口座も含まれます。)は、当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの掲示板にてお知らせする期間、利息決算以外の預け入れ、または払戻し(第2項に定める手数料の引き落としを除きます。)がない場合には、未利用口座となります。	18. (未利用口座管理手数料) (1) 普通預金口座(総合口座、無利息型普通預金口座も含まれます。)は、当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの掲示板にてお知らせする期間、利息決算以外の預け入れ、または払戻し(第2項に定める手数料の引き落としを除きます。)がない場合には、未利用口座となります。

貯蓄預金規定 (下記条文を追加)

17. (未利用口座管理手数料) (1)貯蓄預金は、当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの掲示板にてお知らせする期間、利息決算以外の預け入れ、または払戻し(第2項に定める手数料の引き落としを除きます。)がない場合には、未利用口座となります。 (2)この預金が未利用口座となり、かつ残高が当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの掲示板にてお知らせする金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした当金庫の「手数料一覧」で定めた、未利用口座管理手数料の引き落としを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。 (3)一旦引き落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。 (4)第2項により解約された口座の再利用はできません。
--

以上